

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由												
	第 1 編 総則	第 1 編 総則													
	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項													
	第 2 節 重点を置くべき事項	第 2 節 重点を置くべき事項													
4	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31. 3）に伴う修正												
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱													
8	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td></tr></table>	機関名	内 容	愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ）。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ）。</u>	業務内容の変更に伴う修正				
機関名	内 容														
愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。														
機関名	内 容														
愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ）。</u>														
9	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>文化厚生事業団体</td><td>（略）</td></tr><tr><td>アマチュア無線クラブ</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	内 容	文化厚生事業団体	（略）	アマチュア無線クラブ	（略）	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table><tr><td>機関名</td><td>内 容</td></tr><tr><td>文化厚生事業団体</td><td>（略）</td></tr><tr><td>防災協力団体</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	内 容	文化厚生事業団体	（略）	防災協力団体	（略）	表記の修正
機関名	内 容														
文化厚生事業団体	（略）														
アマチュア無線クラブ	（略）														
機関名	内 容														
文化厚生事業団体	（略）														
防災協力団体	（略）														
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防													
	第 1 章 防災共同社会の形成推進	第 1 章 防災共同社会の形成推進													
	第 3 節 企業防災の促進	第 3 節 企業防災の促進													

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
13	2 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略)	2 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める<u>とともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略)	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
15	(追加)	第1節 河川防災対策	
	(追加)	1 河川維持 <u>平常から町管理河川を巡視して河川施設の状況を把握するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	(追加)	2 河川情報等の提供 <u>町は、水防活動を行う上で、必要な河川監視カメラの画像を住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットにより公開を行う。</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	(追加)	3 予想される水災の危険の周知等 <u>町長は、町区域内に存する河川のうち、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	(追加)	4 水防管理者における措置 <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域(近接する区域を含む。)であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
		<u>管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めなければならない。</u>	伴う修正
	第1節 雨水出水対策 (略)	第2節 雨水出水対策 (略)	表記の整理
	第2節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	表記の整理
16	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
	<u>(追加)</u>	6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u>	防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正
		(1) 計画の策定 <u>洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u> (2) 訓練の実施 <u>洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施</u> (3) 自衛水防組織の設置 <u>洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び町への報告</u>	
17	第3節 海岸防災対策 (略)	第4節 海岸防災対策 (略)	表記の整理
	第4節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	表記の整理
	2 ため池等整備事業 (略)	2 ため池等整備事業 (略)	H30年7月 豪雨でため池決壊被害を受けての 表記の整理
	近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成21年3月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定され	近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成21年3月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定され	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	た「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池(防災重点ため池)について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	た「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。 <u>ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u> また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池(防災重点ため池)について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	表記の整理
18	県は、土砂災害から県民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を<u>推進</u>している。 町は、土砂災害警戒区域の指定がなされた区域について、県から土砂災害警戒区域に関する資料の提供を受けて、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。	県は、土砂災害から県民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を<u>行う</u>。 <u>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u> 町は、土砂災害警戒区域の指定がなされた区域について、県から土砂災害警戒区域に関する資料の提供を受けて、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。	
	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備	
	ア 東浦町防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を <u>地域防災計画</u> に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	ア 東浦町防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険 <u>地区</u> 等に関する資料を <u>東浦町地域防災計画</u> に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。	
	(略)	(略)	
19	ウ 町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な <u>避難勧告等の発令基準</u> を設定する。	ウ 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告、避難指示(緊急)を発令することを基本とした具体的な発令 <u>判断につながる事項</u> を設定する。	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成31年2月修正）	修 正 案	改正理由
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
20	3 施設管理者等に対する支援 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。	3 施設管理者等に対する支援 東浦町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	4 （略）	4 （略）	
	5 東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。	5 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。</u>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第11節 罹災証明書の発行体制の整備	第11節 罹災証明書の発行体制の整備	
35	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の <u>担当部局</u> を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の <u>担当課</u> を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
	第10章 避難行動の促進対策	第10章 避難行動の促進対策	
	基本方針	基本方針	
36	○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>	○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
	町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、 <u>平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象</u>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
	また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	(H31.3)に伴う修正
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
	1 マニュアルの作成	1 マニュアルの作成	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
37	(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。	(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて <u>5段階の警戒レベル</u> を付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。	
	(6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。	(6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況(「 <u>警戒レベル5</u> 」)で未だ避難できていない場合には <u>命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</u>	
	(7) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。	(7) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、 <u>該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u> <u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。</u> <u>[警戒レベル4]避難指示(緊急)については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5]災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可</u>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	<u>能な範囲で発令する。</u> なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	
38	イ (略) ウ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	イ (略) ウ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 <u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに[警戒レベル5]災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u>	
	エ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。	エ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 <u>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、ただちに[警戒レベル5]災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</u>	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
	1 避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 (2) (略)	1 避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (1) 避難勧告等を行う基準及び伝達方法 (2) (略)	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成31年2月修正）	修 正 案	改正理由
	(3) (略)	(3) (略)	
	(4) 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	(4) 緊急避難場所 開放 、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
40	2 避難のための知識の普及	2 避難のための知識の普及	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正
	(略)	(略)	
	<u>(追加)</u>	<u>エ 町長から[警戒レベル5]災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u>	表記の整理
	3 その他	3 その他	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、 <u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	
	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
46	<u>(追加)</u>	3 支援体制の構築 <u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u> <u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第12章 広域応援体制の整備	第12章 広域応援体制の整備	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	第 1 節 広域応援体制の整備	第 1 節 広域応援体制の整備	
	2 応援協定の締結等	2 応援協定の締結等	防災基本計画の修正
47	(2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	(2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u>	(H30.6)に伴う修正
	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第 1 節 防災訓練の実施	第 1 節 防災訓練の実施	
	7 学校等	7 学校等	
50	(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県(防災局)や町防災担当部局等</u>の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。	(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県(防災安全局)や町防災担当課等</u>の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。	愛知県の組織再編に伴う修正及び表記の整理
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
51	1 防災意識の啓発 災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図るとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。	1 防災意識の啓発 災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図るとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	(略)	(略)	
	(5) 警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容	(5) 警報等や避難勧告等の意味と内容	
	(6) 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動	(6) 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動	
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
52	1 学校・保育園等における防災教育	1 学校・保育園等における防災教育	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
	(2) 防災上必要な教育の実施	(2) 防災上必要な教育の実施	
	ア 児童生徒等に対する安全教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な安全教育を行う。特に学校における安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム)、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	ア 児童生徒等に対する防災教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由																												
56	2 組織及び活動体制 [災害対策本部組織表] 本部長 副本部長 総務部 広報・渉外部 救護部 生活経済部 建設部 教育部 消防部 各支部 森岡支部 緒川支部 緒川新田支部 石浜支部 生路支部 藤江支部 半田消防署東浦支部	2 組織及び活動体制 [災害対策本部組織表] 本部長 副本部長 総務部 広報・渉外部 救護部 生活経済部 建設部 教育部 消防部 各支部 森岡支部 緒川支部 緒川新田支部 石浜支部 石浜西支部 生路支部 藤江支部 半田消防署東浦支部	組織の整理																												
57	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部名等</th><th>班名等</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>本部 (略)</td><td></td><td>(略) 6 住民に対する避難の指示又は勧告に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2">広報・渉外部 (略)</td><td>広報班 (略)</td><td>1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>救護部</td><td>避難所班</td><td>1 (略)</td></tr></table>	部名等	班名等	所掌事務	本部 (略)		(略) 6 住民に対する避難の指示又は勧告に関すること。	広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。	(略)	(略)	救護部	避難所班	1 (略)	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部名等</th><th>班名等</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td>本部</td><td></td><td>(略) 6 住民に対する避難勧告等に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2">広報・渉外部 (略)</td><td>広報班 (略)</td><td>1 住民に対する予警報、避難勧告等の広報に関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>救護部</td><td>避難所班</td><td>1 (略)</td></tr></table>	部名等	班名等	所掌事務	本部		(略) 6 住民に対する避難勧告等に関すること。	広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難勧告等の広報に関すること。	(略)	(略)	救護部	避難所班	1 (略)	組織改編に伴う修正
部名等	班名等	所掌事務																													
本部 (略)		(略) 6 住民に対する避難の指示又は勧告に関すること。																													
広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。																													
	(略)	(略)																													
救護部	避難所班	1 (略)																													
部名等	班名等	所掌事務																													
本部		(略) 6 住民に対する避難勧告等に関すること。																													
広報・渉外部 (略)	広報班 (略)	1 住民に対する予警報、避難勧告等の広報に関すること。																													
	(略)	(略)																													
救護部	避難所班	1 (略)																													

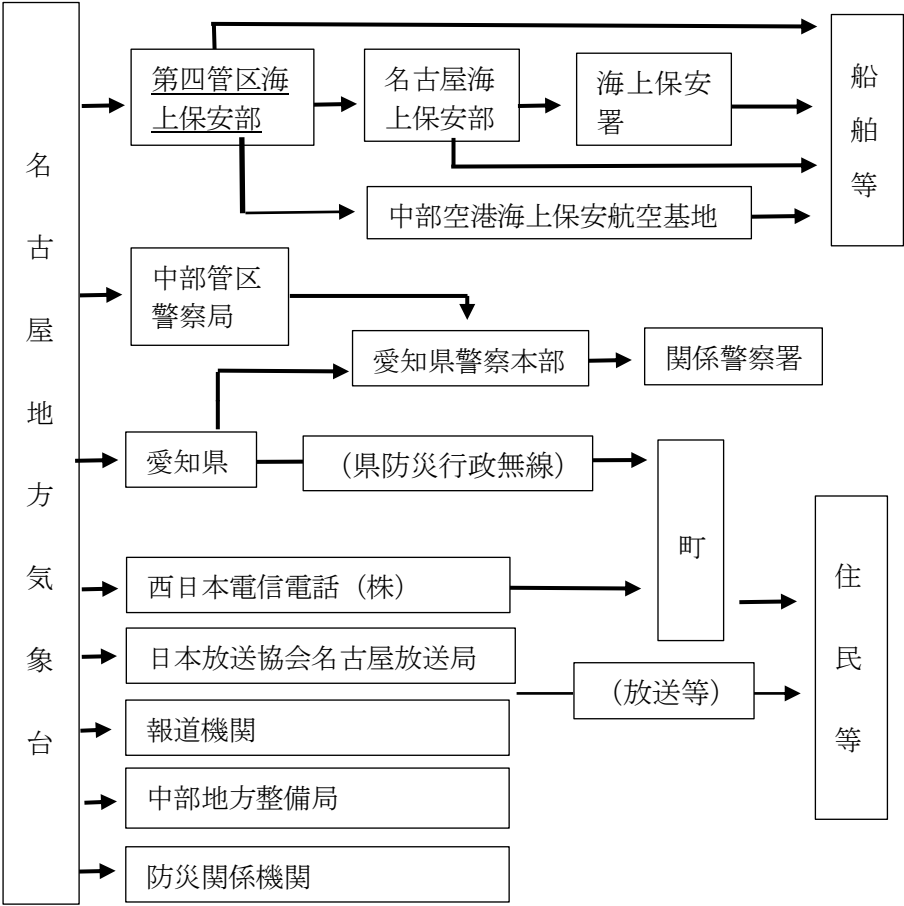
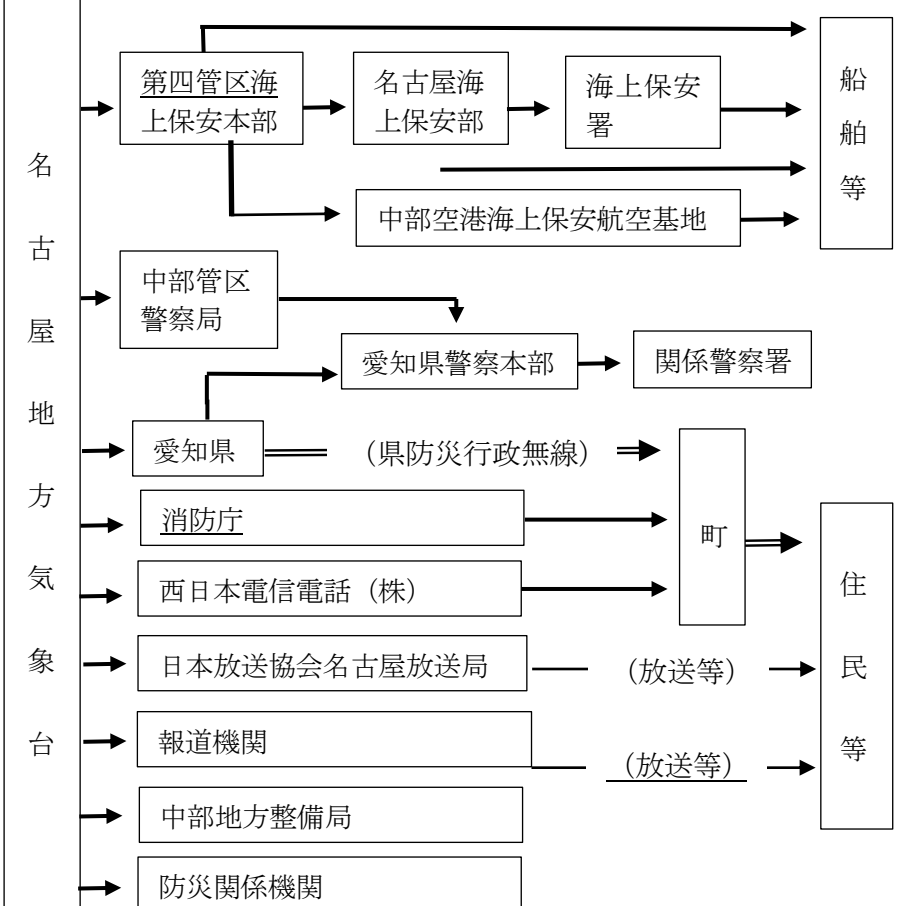
東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）				修 正 案				改正理由
	（略）	（協働推進課、福祉課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班）） （略）	2 <u>福祉避難所に関する</u> <u>こと。</u> 3（略） 4（略） 5（略） 6（略） 7（略）		（協働推進課、 <u>ふくし課</u> 、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班）） （略）	2（削除） 2（略） 3（略） 4（略） 5（略） 6（略）			
		福祉・物資班 （福祉課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 <u>福祉課長</u>	1（略） 2（略） <u>（追加）</u> 3（略） 4（略） 5（略） 6（略） 7（略） 8（略）			福祉・物資班 （ <u>ふくし課</u> 、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 <u>ふくし課長</u>	1（略） 2（略） 3 <u>福祉避難所の開設及び管理運営に関する</u> <u>こと。</u> 4（略） 5（略） 6（略） 7（略） 8（略） 9（略）		
60	3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告（略）				3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告（略）				愛知県の組織再編に伴う修正
	通知及び公表先		方法	担当	通知及び公表先		方法	担当	
	愛知県防災局		（略）	（略）	愛知県防災安全局		（略）	（略）	
	尾張県民事務所知多県民センター（県民安全防災課）				尾張県民事務所知多県民センター（県民防災安全課）				
	第 3 節 非常配備				第 3 節 非常配備				
	3 非常配備の指令				3 非常配備の指令				
64	（6）勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。				（6）勤務時間外、休日等の非常連絡 ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災交通課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。				愛知県の組織再編に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由																																												
	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動																																													
	第 1 節 気象警報等の伝達	第 1 節 気象警報等の伝達																																													
66	2 気象予報警報等	2 気象予報警報等	特別警報の追加に伴う修正																																												
	（１）気象予警報等の種類と発表基準 [気象予警報等の種類]	（１）気象予警報等の種類と発表基準 [気象予警報等の種類]																																													
	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td colspan="2"><u>(追加)</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>警報</td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	種類		発表基準		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>						警報	(略)	(略)		<table><tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="3">特別警報</td><td>暴風</td><td rowspan="3"><u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u></td><td><u>暴風が吹くと予想される場合</u></td></tr><tr><td>高潮</td><td><u>高潮になると予想される場合</u></td></tr><tr><td>波浪</td><td><u>高潮になると予想される場合</u></td></tr><tr><td></td><td>暴風雪</td><td colspan="2"><u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></td></tr><tr><td></td><td>大雪</td><td colspan="2"><u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u></td></tr><tr><td></td><td>大雨</td><td colspan="2"><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></td></tr><tr><td>警報</td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	種類		発表基準		特別警報	暴風	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u>	<u>暴風が吹くと予想される場合</u>	高潮	<u>高潮になると予想される場合</u>	波浪	<u>高潮になると予想される場合</u>		暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>			大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>			大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>		警報	(略)	(略)		
種類		発表基準																																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																													
警報	(略)	(略)																																													
種類		発表基準																																													
特別警報	暴風	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u>		<u>暴風が吹くと予想される場合</u>																																											
	高潮			<u>高潮になると予想される場合</u>																																											
	波浪		<u>高潮になると予想される場合</u>																																												
	暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>																																													
	大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>																																													
	大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>																																													
警報	(略)	(略)																																													
69	<u>(追加)</u>	※ 1 <u>特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</u>	表記の整理																																												
	※ 1 (略)	※ 2 (略)																																													
	※ 2 (略)	※ 3 (略)																																													
	※ 3 (略)	※ 4 (略)																																													
	※ 4 (略)	※ 5 (略)																																													
	※ 5 (略)	※ 6 (略)																																													
71	(２) 通報に対する措置	(２) 通報に対する措置																																													
	[町が予警報等をうけたときの住民、その他関係機関への伝達経路]	(削除)	表記の整理																																												

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
72	3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する予報警報の伝達経路 (追加)	3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。	表記の整理
		[伝達経路] 	組織名称の修正 伝達系統の修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	※注意 1 (略) <u>(追加)</u> <u>2 (略)</u>	※注意 1 (略) <u>2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</u> <u>3 (略)</u>	表記の整理
73	(2) 洪水予報 <u>(追加)</u>	(2) 洪水予報 <u>洪水予報は、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])、氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])に、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。</u>	避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
	[知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報：境川、逢妻川洪水予報]	[知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報：境川、逢妻川洪水予報] [伝達経路]	伝達系統の修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
74	(3) 水防警報	(3) 水防警報	愛知県の組織再編に伴う修正
	ア 愛知県沿岸高潮水防警報	ア 愛知県沿岸高潮水防警報	
	[伝達系統] 図中「愛知県防災局災害対策課」 「愛知県建設部河川課」	[伝達系統] 図中「愛知県防災安全局災害対策課」 「愛知県建設局河川課」	
	イ 境川・逢妻川水防警報	イ 境川・逢妻川水防警報	
75	[伝達系統] 図中「愛知県防災局災害対策課」 「愛知県建設部河川課」	[伝達系統] 図中「愛知県防災安全局災害対策課」 「愛知県建設局河川課」	
	ウ 愛知県津波水防警報	ウ 愛知県津波水防警報	
	[伝達系統] 図中「愛知県防災局災害対策課」 「愛知県建設部河川課」	[伝達系統] 図中「愛知県防災安全局災害対策課」 「愛知県建設局河川課」	
	(4) 土砂災害警戒情報 (追加)	(4) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) <u>土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。</u> <u>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。</u>	
	図中「第四管区海上保安部」	図中「第四管区海上保安本部」	組織名称の修正
	(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。	(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。	愛知県の組織再編に伴う修正
76	第2節 避難の勧告・指示	第2節 避難勧告等	表記の整理
	1 実施責任者	1 実施責任者	
	(1) 町長(すべての災害の場合)	(1) 町長(すべての災害の場合)	
	ア 避難勧告・避難指示(緊急) 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速	ア 避難勧告等 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速	「避難勧告等に関するガイドライ

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	やかに<u>的確な避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に<u>その必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</u> <u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u> また、夜間、早朝に避難勧告等が発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等が発令する。	やかに<u>警戒レベルを付して的確な避難勧告等</u>を発令するものとする。 <u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難勧告を基本とする。</u> <u>避難勧告等が発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u> <u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u>	ン」の改定(H31.3)に伴う修正
	(追加)	イ <u>[警戒レベル5]災害発生情報</u> <u>河川管理者や消防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u>	
	(追加)	ウ <u>[警戒レベル4]避難勧告・避難指示(緊急)</u> <u>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル4] 避難勧告・避難指示(緊急)を発令するものとする。</u> <u>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</u> <u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u> <u>また、夜間、早朝に避難勧告等が発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等が発令する。</u>	
77	イ 避難準備・高齢者等避難開始	エ <u>[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始</u>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	一般住民に対して避難準備(避難所で滞在するための衣類や食糧品等の準備)を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難所を開設する。 <u>(追加)</u>	一般住民に対して避難準備(避難所で滞在するための衣類や食糧品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、<u>[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難所を開設する。</u> <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u>	
	<u>ウ 屋内安全確保</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難所に立退き避難することが原則となる。	<u>(削除)</u>	
	<u>エ</u> 対象地域の設定 (略)	<u>オ</u> 対象地域の設定 (略)	表記の整理
	<u>オ</u> 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <u>カ</u> 事前の情報提供 (略)	<u>カ</u> 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u> <u>キ</u> 事前の情報提供 (略)	表記の整理及び「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
	(災害対策基本法第60条第<u>3</u>項) 図:(略)	(災害対策基本法第60条第<u>4</u>項) 図:(略)	表記の整理
78	(4) 警察官(すべての災害の場合)	(4) 警察官(すべての災害の場合)	
	イ 災害対策基本法第61条による指示 (略)	イ 災害対策基本法第61条による指示 (略)	
	(災害対策基本法第61条第<u>2</u>項及び第<u>3</u>項) 図:(略)	(災害対策基本法第61条第<u>3</u>項及び第<u>4</u>項) 図:(略)	表記の整理
	2 避難の勧告・指示等 (1) 避難勧告・指示等の分類	2 避難勧告等 (1) 避難勧告等の分類	「避難勧告等に関する

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)			修正案	改正理由
	避難勧告等は、三類型に分類し、発令時の状況及び住民に求める行動については、次によるものとする。			避難勧告等は、三段階に分類し、 <u>立退き避難</u> が必要な居住者等に求める行動については、次によるものとする。	ガイドライン(H31.3)に伴う修正
	区分	発令時の状況	住民に求める行動	区分	
	者避難等避難準備開・始高齢	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 - 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【警戒レベル3】 避難準備 ・高齢者等避難開始	
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始	【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示(緊急)	
				高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 - その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	
				全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立退き避難をかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 - 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）			修 正 案		改正理由
	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	【警戒レベル 5】 災害発生情報	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	
	※避難勧告・指示等は、避難の立ち退きの万全を図るため、避難勧告・指示等の対象となるべき急傾斜地崩壊危険箇所等における対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難経路、その他避難に関する注意事項をあらかじめ定めるように努める。 ※なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。			※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、町長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。		「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正
79	(2) 避難の勧告・指示の内容（略）			(2) 避難勧告等の内容（略）		
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報			第3章 災害情報の収集・伝達・広報		
	第1節 被害情報の収集・伝達			第1節 被害情報の収集・伝達		
82	1 被害情報等の収集と調査			1 被害情報等の収集と調査		
	(1) 町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の			町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被		巡視中の2

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。 特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。	害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。 特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u>	次被害防止のための追記
	4 重要な災害情報の収集伝達	4 重要な災害情報の収集伝達	
84	[尾張方面本部知多支部への連絡先]	[尾張方面本部知多支部への連絡先]	愛知県の組織再編に伴う修正
	表中「尾張県民事務所知多県民センター <u>県民安全防災課</u> (知多総合庁舎2階)」	表中「尾張県民事務所知多県民センター <u>県民防災安全課</u> (知多総合庁舎2階)」	
	※1 警戒体制であっても、被害状況によっては尾張県民事務所知多県民センター <u>県民安全防災課</u> での配備となる場合がある。但し、その場合は事前に市町に連絡するものとする。	※1 警戒体制であっても、被害状況によっては尾張県民事務所知多県民センター <u>県民防災安全課</u> での配備となる場合がある。但し、その場合は事前に市町に連絡するものとする。	
85	[県への連絡先] 表中「本庁舎2階 <u>防災局内</u> 」	[県への連絡先] 表中「本庁舎2階 <u>防災安全局内</u> 」	
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
	1 通信窓口	1 通信窓口	
91	[関係機関の窓口] 表中「 <u>県防災局</u> 災害対策課」 「尾張県民事務所知多県民センター <u>県民安全防災課</u> 」	[関係機関の窓口] 表中「 <u>県防災安全局</u> 災害対策課」 「尾張県民事務所知多県民センター <u>県民防災安全課</u> 」	愛知県の組織再編に伴う修正
	3 有線電話途絶時の連絡	3 有線電話途絶時の連絡	
92	(1) 県等への連絡 町と <u>県防災局</u> との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。	(1) 県等への連絡 町と <u>県防災安全局</u> との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請	
99	4 災害派遣要請等手続	4 災害派遣要請等手続	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) 派遣要請依頼及び派遣要請 イ(略)	(1) 派遣要請依頼及び派遣要請 イ(略)	
	<u>(追加)</u>	<u>[災害派遣要請等手続系統]</u> 町 (防災交 通課) → 尾張県民事務所 知多県民センター (県民防災安全課) → 知事 (防災 安全局) → 自衛隊 (災害派遣命令者)	表記の整理
		(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接 知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、でき るだけ速やかに、尾張県民事務所知多県民センター(県民防災 安全課)へも連絡すること。	
	(2) 撤収要請依頼及び撤収要請 イ(略)	(2) 撤収要請依頼及び撤収要請 イ(略)	
	<u>[災害派遣要請等手続系統]</u> 町 (防災 交通課) → 尾張県民事務所 知多県民センター (県民安全防災課) → 知事 (防災局) → 自衛隊 (災害派遣命令者)	<u>(削除)</u>	表記の整理
	(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接 知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ 速やかに、尾張県民事務所知多県民センター(県民安全防災課) へも連絡すること。		
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
	2 災害救助法の適用	2 災害救助法の適用	
	(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助	(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助	
104	ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防 災局及び知多県民センターと緊密な連絡のもと、知事の委任を 受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されてい る。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施 する。	ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防 災安全局及び知多県民センターと緊密な連絡のもと、知事の委 任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されて いる。このため、災害救助法が適用された場合は町において実 施する。	愛知県の組 織再編に伴 う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
	2 出動	2 出動	
105	(2) 町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。	(2) 町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。	愛知県の組織再編に伴う修正
	(3) 緊急時応援要請連絡先	(3) 緊急時応援要請連絡先	
	緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 防災局消防保安課防災航空グループ	緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。 防災安全局消防保安課防災航空グループ	
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
109	(追加)	8 災害時健康危機管理の全体調整 県は、町が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認めるときはDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)を編成し、派遣するものとする。	防災基本計画の修正(H30.6)を踏まえた修正
	8 応援協力関係 (略)	9 応援協力関係 (略)	表記の整理
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
114	2 緊急輸送道路の機能確保 (略)	2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	道路法の改正に伴う修正
	第8章 水害防除対策	第8章 水害防除対策	
	第1節 水防	第1節 水防	
	2 水防活動	2 水防活動	
118	(7) 緊急通行	(7) 緊急通行	
	消防団(水防団)等並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、町はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。	消防団長(水防団長)、消防団員(水防団員)及び消防機関に属する者並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、町はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
	（８）公用負担 <u>消防団（水防団）長等並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、町は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u>	（８）公用負担 <u>水防のため緊急の必要があるときは、町、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u> <u>ア 必要な土地の一時使用</u> <u>イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u> <u>ウ 車両その他の運搬用機器の使用</u> <u>エ 排水用機器の使用</u> <u>オ 工作物その他の障害物の処分</u> <u>また、町から委任を受けた者は、上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。</u> <u>町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u>	表記の整理
	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の開設	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の開設	
121	1 避難所の開設 町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 町は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県へ報告する。避難所が開設された施設の管理者は、町から派遣された職員と連携する。	1 避難所の開設 町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u> 町は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県へ報告する。避難所が開設された施設の管理者は、町から派遣された職員と連携する。	防災基本計画の修正 （H30. 6） に伴う修正
	第 6 節 帰宅困難者対策	第 6 節 帰宅困難者対策	
125	1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>滞在場所</u>の確保等 （１）町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>滞在場所</u>の確保等の支援を行う。	1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等 （１）町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支	防災基本計画の修正 （H30. 6） に伴う修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 31 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
		援を行う。	
	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第 2 節 食品の供給	第 2 節 食品の供給	愛知県の組織再編に伴う修正
128	〔炊き出し用として米穀を確保する手順図〕 図中「農林水産部食育消費流通課」	〔炊き出し用として米穀を確保する手順図〕 図中「農業水産局食育消費流通課」	
	第 12 章 遺体の取扱い	第 12 章 遺体の取扱い	
	第 2 節 遺体の処理	第 2 節 遺体の処理	
132	2 応援協力関係 県（防災局）は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。	2 応援協力関係 県（防災安全局）は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。	
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	
135	第 5 節 通信施設の応急措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。	第 5 節 通信施設の応急措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。 <u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、町が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者は S S I D の災害時モードへの切換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続ができるように設定情報を変更する。</u>	第 3 次愛知県地震対策アクションプランの改訂に基づく修正
	第 14 章 海上災害対策	第 14 章 海上災害対策	
	2 情報の伝達系統	2 情報の伝達系統	
138	図中「防災局」 「農林水産部水産課」	図中「防災安全局」 「農業水産局水産課」	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 15 章 航空災害対策	第 15 章 航空災害対策	
	2 情報の伝達系統	2 情報の伝達系統	
141	（１）民間航空機の場合 図中「愛知県振興部航空対策課」	（１）民間航空機の場合 図中「愛知県建設局航空対策課」	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成31年2月修正)	修正案	改正理由
	「愛知県防災局」 「愛知県健康福祉部保健医療局医務課」	「愛知県防災安全局」 「愛知県保健医療局医務課」	
142	(2) 自衛隊機の場合 図中「愛知県振興部航空対策課」 「愛知県防災局」 「愛知県健康福祉部保健医療局医務課」	(2) 自衛隊機の場合 図中「愛知県建設局航空対策課」 「愛知県防災安全局」 「愛知県保健医療局医務課」	
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
144	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災局」	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災安全局」	
	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
146	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災局」	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災安全局」	
	第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	
	第1節 危険物等施設	第1節 危険物等施設	
	1 実施内容	1 実施内容	
148	(3) 県警察の措置	(3) 県警察の措置	
	イ 危険物所有者等への危害防止措置の命令 (略)	イ 危険物所有者等への危害防止のための措置等 (略)	表記の整理
	第19章 大規模な火事災害対策	第19章 大規模な火事災害対策	
150	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災局」	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災安全局」	愛知県の組織再編に伴う修正
	第20章 林野火災対策	第20章 林野火災対策	
152	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災局」	2 情報の伝達系統 図中「愛知県防災安全局」	
	第21章 住宅対策	第21章 住宅対策	
	第2節 被災住宅等の調査	第2節 被災住宅等の調査	
153	1 県(防災局、建設部)の措置	1 県(防災安全局、建築局)の措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 31 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
165	1 激甚災害の手続等 (1) 激甚災害に関する調査 ア 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。 イ 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部で必要な調査を実施するものとする。 (2) 激甚災害指定の促進 県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認める場合は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。 (3) 特別財政援助額の交付手続 ア 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係部局</u>に提出しなければならない。 イ 県は、激甚災害の指定を受けたときは、<u>激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。</u>	1 激甚災害の手続等 (1) 激甚災害の<u>指定に係る県調査等への協力</u> 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) <u>指定後の関係調書等の提出</u> 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係局</u>に提出しなければならない。 <u>(削除)</u>	表記の整理
	第 3 章 災害廃棄物処理対策	第 3 章 災害廃棄物処理対策	
	2 ごみの収集及び処理	2 ごみの収集及び処理	
167	(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 なお、<u>フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</u>	(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。	表記の整理